

# 最終処分場の設置を計画する皆様へ

一定規模以上の廃棄物最終処分場を設置する場合、「環境影響評価に関する条例」または「環境影響評価法」に基づく環境影響評価の手続が必要です。

## 環境影響評価手続の対象となる規模

### ① 環境影響評価に関する条例の対象となる規模

区分 <sup>※1</sup>	対象規模	備考
特別地域対象事業	敷地の面積 10ha 以上	特別地域 <sup>※2</sup> を含む範囲で最終処分場を設置し、最終処分場の敷地の面積が 10ha 以上 15ha 未満のもの。 <sup>※3</sup>
対象事業 (特別地域対象事業以外)	敷地の面積 15ha 以上	

※1 いずれの区分の事業でも、実施する環境影響評価手続は同じ。

※2 特別地域は、条例で定める環境の保全と創造について特に配慮すべき地域で、鳥獣保護区、保安林、農振農用地、市街化調整区域、自然公園などの地域。

※3 太枠内が令和3年4月から追加。

### ② 環境影響評価法の対象となる規模

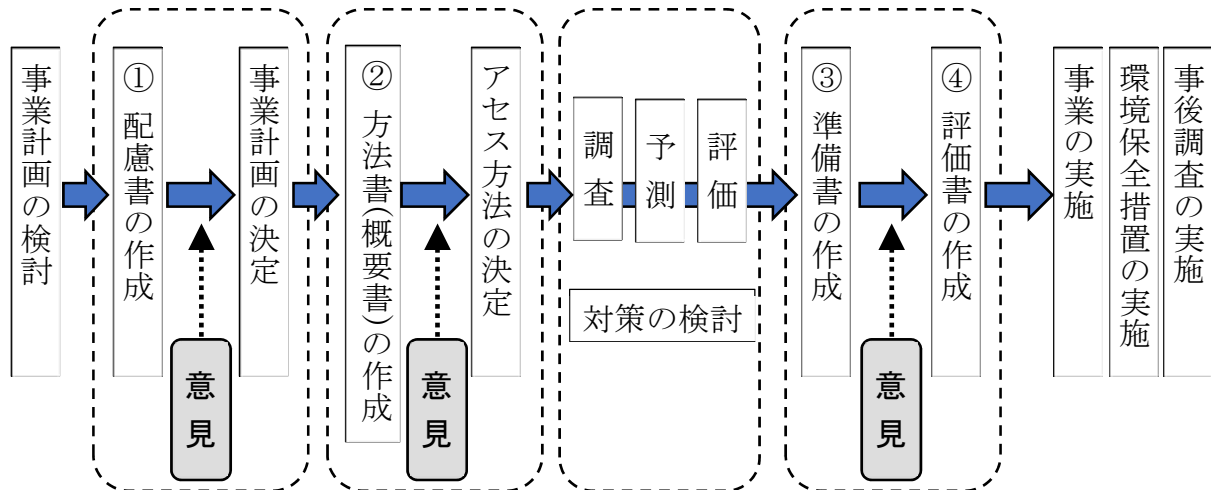
区分	対象規模	備考
第1種事業	埋立処分面積 30ha 以上	
第2種事業	埋立処分面積 25ha 以上 30ha 未満	配慮書手続後に、以後の法手続を実施するか環境大臣が個別に判定。法手続を実施しない場合は条例手続で実施。

## 問い合わせ先

兵庫県 農政環境部 環境管理局 水大気課 環境影響評価室  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
TEL: 078-341-7711 (内線3335)  
FAX: 078-362-3914

## 環境影響評価手続について

事業実施前の段階に、事業者が配慮書、方法書(概要書)、調査・予測・調査等、準備書、評価書の各手続を実施し、事業による環境影響に関して配慮を行う手続。



- ① 配慮書 : 計画立案段階での環境配慮事項の検討結果  
② 方法書(概要書) : 調査・予測・評価の項目や方法についての計画書  
↓ 調査・予測・評価を実施、環境保全対策の検討  
③ 準備書 : 環境影響評価(環境アセスメント)の結果の案  
④ 評価書 : 環境影響評価の結果

なお、環境影響評価の手続は、廃棄物処理法の施設許可申請前までに実施しておく必要があります。手続実施時期の詳細に関しては、環境影響評価室までご相談ください。

## 対象規模の敷地の面積について

最終処分場の敷地の範囲は、埋立処分施設及び関係施設の設置場所と施設設置や敷地等造成のために土地改変する範囲を含んだ、最終処分場の事業に供する敷地全体の範囲となります。ただし、事業に供する範囲と区分されて事業に用いない残置緑地など改変されない土地の範囲は除きます。

事前協議手続、紛争予防条例手続や廃棄物処理法の申請等の最終処分場の範囲と異なる場合がありますので、ご注意下さい。